⑶　投資リスク

ａ　ファンドのもつリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

ｂ　投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｃ　有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、ａ及びｂに掲げる事項に加えて、有価証券報告書提出日の直近日前５年以内における各月末について、第四号様式「記載上の注意」⑳ｃに規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」⑳ｃ及びｄに準じて記載すること。

⑷　投資状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」㉗に準じて記載すること。

⑸　純資産の推移

有価証券報告書提出日の直近日、同日前１年以内における各月末及び直近３計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（６月を１計算期間とするファンド（同条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしているファンドを含む。以下この様式において同じ。）にあっては、６計算期間）の各計算期間末について、第四号様式の「記載上の注意」㉜に準じて記載すること。

⑹　分配の推移

有価証券報告書提出日の直近３計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、６計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」㉝に準じて記載すること。

⑺　収益率の推移

有価証券報告書提出日の直近３計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、６計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」㉞に準じて記載すること。

⑻　設定及び解約の実績

有価証券報告書提出日の直近３計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、６計算期間）について、第四号様式の「記載上の注意」㉟に準じて記載すること。

⑼　ファンドの現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式「記載上の注意」㊾に準じて記載すること。

⑽　委託会社等の概況

委託会社等の概況における委託会社等の資本金の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数は、有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

⑾　その他

ａ　有価証券報告書提出前１年以内（６月を１計算期間とするファンドにあっては、６月以内）において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

ｂ　ａ以外については、第四号様式の「記載上の注意」㊽に準じて記載すること。

⑿　参考情報

ａ　当計算期間において、法第25条第１項各号に掲げる書類を提出した場合には、それらの書類名及び提出年月日を記載すること。

ｂ　有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、ａに掲げる事項に加えて、第四号様式の「第三部　委託会社等の情報」の「第３　その他」に準じて記載すること。

⒀　募集事項等記載書面を提出する場合の読替え

有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出する場合には、⑸から⑻まで中「直近３計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、６計算期間）」とあるのは「直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）」と読み替えて記載すること。

第七号の一様式第一部第一の三中「投資リスク】」の次に「⑶」を加え、同様式第一部第一の五⑴中「⑶」を「⑷」に改め、同様式第一部第一の五⑶中「⑷」を「⑸」に、「⑸」を「⑹」に、「⑹」を「⑺」に改め、同様式第一部第一の五⑷中「⑺」を「⑻」に改め、同様式第一部第三の二中「⑻」を「⑼」に改め、同様式第一部第一の一中「⑼」を「⑽」に改め、同様式第一部第一の五中「⑽」を「⑾」に改め、同様式第一部第四中「⑾」を「⑿」に改め、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

ｂ　記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

ｃ　記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。

ｄ　本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。

ｅ　会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。

ｆ　「第一部　ファンド情報」の「第１　ファンドの状況」及び「第３　ファンドの経理状況」の項については、法第４条第１項本文、第２項本文又は第３項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。

ｇ　提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、「第二部　特別情報」の「第２　その他の関係法人の概況」の次に「第２の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

ｈ　この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｉ　以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。

ｊ　有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の二様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

ｋ　提出者が、法第24条第14項の規定により、有価証券報告書に記載すべき事項の一部（以下ｋにおいて「原記載事項」という。）を記載した報告書代替書面を有価証券報告書と併せて提出した場合には、有価証券報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該報告書代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

⑵　ファンドの仕組み

ファンドの仕組みにおいて管理会社の概況として記載する資本金の額及び大株主の状況は、有価証券報告書提出日の直近日の状況について、第四号の二様式「記載上の注意」⑯ｃに準じて記載すること。